
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和4年下川町議会定例会を再開し、6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、5番 我孫子洋昌 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和4年下川町議会定例会6月定例会議の運営について、去る6月15日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

6月定例会議の提案事項については、町長提案が25件で、内容は、行政報告2件、条例改正4件、一般議案9件、補正予算7件、選任同意1件、報告2件でありました。

また、議会提案は4件で、内容は、委員会報告1件、請願3件であります。

これらの状況を考慮し、6月定例会議の審議を要する期間については、本日6月20日から22日までの3日間とすることとし、本会議についても同様とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。補正予算の「令和4年度一般会計補正予算（第2号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。その他の町長提出案件24件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことといたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。連合北海道下川地区連合会、北教組上川支部下川支会の連名による「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」、連合北海道下川地区連合会、自治労下川町職員労働組合の連名による「2023年度地方財政の充実・強化を求める請願」及び、連合北海道下川地区連合会から「2022年度北海道最低賃金改正等に関する請願」の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

次に、一般質問については、6月14日、午前10時の通告期限までに、6名の議員から

通告がありました。このことから、6月21日に6名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、6月定例会議の審議を要する期間について、本日20日から22日までの3日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、6月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日20日から22日までの3日間といたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

盛夏を迎えつつあるこの6月は、北海道の優位性を醸し出す最も爽やかな時期でございますが、今年は春から長期にわたって低温が続き、農産物の生育や観光、あるいはイベント事業に大きな影響を及ぼしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症では、道内においても感染者が減少傾向にはございますが、地域によってはクラスターが発生するなど、まだ予断の許さない状況下であり、本町におきましても感染対策の啓発や、生活及び経済支援対策をしっかりと行ってまいり所存でございますので、議員各位、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、このような折、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、6月定例会議に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会議に提案、あるいは報告させていただく議案は、計25件であり、議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告2件について述べさせていただきます。

1件目でございます。令和3年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.3にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入

額 61 億 7,684 万 4,000 円、歳出額 59 億 9,704 万 8,000 円で、差引き 1 億 7,979 万 6,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 961 万円を控除し、決算積立金として 9,260 万円を財政調整積立基金に積み立て、残る 7,758 万 6,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額 2 億 8,997 万 2,000 円、歳出額 2 億 8,731 万円で、差引き 266 万 2,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 2 万円を控除し、残る 264 万 2,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額 1 億 7,177 万 6,000 円、歳出額 1 億 6,854 万 9,000 円で、差引き 322 万 7,000 円となり、このうち決算積立金として簡易水道施設基金に 162 万円を積み立て、残る 160 万 7,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額 5 億 1,244 万 9,000 円、歳出額 4 億 7,372 万 3,000 円で、差引き 3,872 万 6,000 円となり、このうち決算積立金として介護保険給付費準備基金に 1,937 万円を積み立て、残る 1,935 万 6,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 5,440 万 7,000 円、歳出額 3 億 4,216 万 3,000 円で、差引き 1,224 万 4,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 17 万円を控除し、残る 1,207 万 4,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額 4 億 5,362 万 6,000 円、歳出額 4 億 4,534 万 4,000 円で、差引き 828 万 2,000 円となり、このうち決算積立金として国民健康保険基金に 415 万円を積み立て、残る 413 万 2,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額 6,392 万 7,000 円、歳出額 6,372 万 3,000 円で、差引き 20 万 4,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 5,709 万 4,000 円、支出額 5 億 6,369 万 9,000 円で、差引き 660 万 5,000 円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は 4 億 125 万 1,000 円となります。

資本的収支につきましては、収入額 1,731 万 4,000 円、支出額 2,190 万 8,000 円で、差引き 459 万 4,000 円は過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました令和 3 年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して、次期定例会議に認定議案として提出を予定してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2 件目でございます。令和 3 年度北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

御案内のとおり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会につきましては、下川町・足寄町・滝上町・美幌町の 4 町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取り組みを通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナー

ーズ協定による実証など、任意の協議会として取り組みを行ってまいりました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところであります。

令和 3 年度の企業等協賛金収入につきましては 476 万円で、前年度比 247 万円の増額となり、協議会の諸経費などを差引き、4 町に配分され、下川町は 95 万円の配分を受けております。

平成 21 年度から令和 3 年度までの企業等協賛金は、総額 1 億 7,864 万円となり、協議会の諸経費などを差引き、総額 1 億 3,293 万円が 4 町に配分され、下川町は 4,036 万円の配分となっております。

近年、国内の環境先進企業等において、SDGs への目標達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボン・オフセットの市場ニーズが高まっており、今後におきましても、4 町の連携を更に強化し、各町が関係する企業等への販売展開など、協議会活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 議案第 4 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事した職員の特殊勤務手当として、職種ごとに職務手当を支給しておりますが、本年 4 月 1 日に新たに作業療法士を採用したことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、別表第 2 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事した職員の特殊勤務手当の 1 職務手当に「作業療法士 月額 6,000 円」を加え、施行日を公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。議案第 4 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。議案第 4 号説明資料、下川町職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表を御覧ください。

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事した職員の特殊勤務手当につきましては、こちらの表に記載されている区分に基づき支給をしておりますが、本年、4月1日付けで、新たに作業療法士を採用したことから、その区分に「作業療法士 月額6,000円」を加えるものでございます。

表の左側が現行、右側が改正案となっておりますが、右側の改正案の表の中で、「支給の基準」のうち、「看護師・准看護師」の下段に「作業療法士 月額6,000円」を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第5号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を目的とした「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例」につきまして、総務省より通知を受け、減免措置の期間を延長する必要があることから、減免対象の改正を行うものです。

主な改正内容は、対象を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」と「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」とする改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 5 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

昨年も議決を頂いておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々に対して、国民健康保険税の減免を延長するものでございます。議案第 5 号説明資料、下川町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

附則の第 14 項で、「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」と「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に改めるものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後、下川町国民健康保険税条例附則第 14 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 6 号「下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めますが、町長は自席での発言を許可いたします。

○町長（谷 一之君） お許しを頂いて、自席での提案理由を述べさせていただきます。

議案第 6 号 下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、総務省の通知を受け、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税法の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、引用する租税特別措置法の規定の条項ずれの改正が行われたことから、条項ずれに対応する改正を行うものであります。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 6 号 下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。議案第 6 号説明資料の新旧対照表を御覧ください。

課税措置特別措置法の第 12 条と第 45 条の中に第 2 項が追加になったことに伴います改正でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第7号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険の保険料の減免措置の期間を延長する必要があること、また、厚生労働省の通知を受け、本条例の罰則の規定を改正する必要性が生じたものであります。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の減少が見込まれる場合などにより、保険料の減免措置を講ずることの期間延長を可能とするもののほか、罰則に、庁内連携による死亡が確認された場合の除外規定を設けるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、私から、議案第7号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の主な改正につきましては、介護保険法第142条に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による保険料の減免の特例措置を行っております

が、今回、その減免の特例措置が延長されたこと、及び介護保険法に基づく被保険者の死亡による資格喪失の取り扱いの通知に伴い、本条例を一部改正するものでございます。それでは、議案第7号説明資料の下川町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

内容といたしましては、本則の罰則規定、第11条で、現行では、資格喪失の届出を「第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたとき」のみの記述でございましたが、介護保険法の取扱いの通知に基づき、改正案では、「庁内連携に基づく公的情報の確認等による死亡の事実が確認された場合の資格喪失の届出の提出があったものとみなすとき」を追加してございます。なお、公的情報とは、住民票や死亡届を指してございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免延長等につきましては、三度目の条例改正を行うもので、附則第6条第2項で、期間の延長について「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」までとしております。

第3項では、「令和2年度に減免の」を「令和3年度に減免の」とし、「令和3年度の減免の対象」を「令和4年度の減免の対象」に改め、第4項で、申請期限を「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」までとする延長の改正を行っております。

なお、本条例は、公布の日からの施行とし、附則第6条の改正は、令和4年4月1日からの適用としております。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第8号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第10 議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び、日程第11 議案第10号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第9号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日付けで設立された「上川中部福祉事務組合」が、新たに各組合に加入することに伴い、組合理約の改正が必要であることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第9号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、以上の3件につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年4月1日付けで設立されました「上川中部福祉事務組合」が、各組合に新たに加入することに伴いまして、組合理約の改正が必要となることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「上川中部福祉事務組合」につきましては、当麻町、比布町、愛別町、上川町の4町で構成される組織でありまして、障害福祉行政の高度化や専門的な対応を図ることを目的といたしまして、これら業務の持続的、安定的な運営を目指すため組織された組合でございます。

それでは、議案第8号説明資料を御覧ください。こちらは、北海道市町村職員退職手当組合理約の新旧対照表でございますが、表の左側が現行、右側が改正案となります。

改正の内容といたしましては、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表の上川管内の項中において、富良野広域連合の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次に、議案第9号説明資料を御覧ください。こちらは、北海道市町村総合事務組合理約の新旧対照表でございますが、表の左側が現行、右側が改正案となります。

改正の内容といたしましては、別表第1の上川総合振興局(30)の項中において、「(30)」を「(31)」に改め、上川広域滞納整理機構の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

また、別表第2の9項中において、上川広域滞納整理機構の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

次に、議案第10号説明資料を御覧ください。こちらは、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の新旧対照表でございますが、表の左側が現行、右側が改正案となります。

改正の内容といたしましては、別表第1に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 議案第11号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第11号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6月14日執行の第3次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「下川浄化センター汚泥処理設備等改修工事（電気設備）」につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、電気設備の更新を行うもので、工事の概要につきましては、下川浄化センター内に設置されている各種機械の運転・制御に必要となる沈砂池・水処理設備コントロールセンターと沈砂池・水処理設備補助継電器盤の更新を行うものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、5月17日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、2者による指名競争入札を行った次第であります。なお、落札率につきましては、93.5%となっております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 12 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」及び、日程第 14 議案第 13 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 14 日執行の第 3 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「下川浄水場造成整備等工事」につきましては、老朽化した既設の浄水場に替わり、新たな浄水場を下川取水場近接の北町 311 番地 4 に建設するために必要な場内の造成工事を実施するものであります。

主な工事概要につきましては、場内造成、躯体土木、天日乾燥床、場内配管等の整備となっております。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、5 月 17 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5 者による指名競争入札を行った次第であります。なお、落札率につきましては、99.5%となっております。

次に、議案第 13 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 14 日執行の第 3 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上と

なった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「下川浄水場送水管敷設工事」につきましては、本年度から2か年をかけて、下川取水場近接の北町311番地4に建設する浄水場から既設の配水池へ浄水を送るための送水管を敷設するものであります。

工事の概要につきましては、道道下川雄武線、町道2路線に沿った形で、全長1,980mの送水管を敷設するうち、本年度は1,650mを敷設し、残りは翌年度に実施するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、5月17日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5者による指名競争入札を行った次第であります。なお、落札率につきましては、99.0%となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） まず、議案第12号、13号、共通で…。

議案第12号は、契約相手が「株式会社 谷組」、議案第13号は、契約相手が「谷・安田・丹野・筒淵 特定建設工事共同企業体」が提案されているところでございます。

議案第12号、13号、共有してですね、指名したところが5者であると。その5者の企業名を教えてくださいたいと思います。

それから、落札回数…1回なのか、2回なのか…3回もあるんでしょうが、落札回数。

それから、議案第13号、特定建設工事共同企業体…これはどういう性質を有しているのかというのを質問させていただきたい。

それと、この4者で共同企業体を形成するわけですが、これらについての…共同体での実績があるのか、ないのか。

以上、4点です。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、下川浄水場造成整備等工事ですが、入札に参加していただきました企業体につきましては、「下川・松本 特定建設工事共同企業体」、「株式会社 谷組」、「株式会社 山崎組」、「株式会社 近藤組名寄支店」、「第一建設 株式会社」の5者となっております。

また、下川浄水場送水管敷設工事につきましては、「下川・松本 特定建設工事共同企業

体」、「谷・安田・丹野・筒淵 特定建設工事共同企業体」、「株式会社 山崎組」、「株式会社 近藤組名寄支店」、「第一建設 株式会社」、以上の5者となっております。

入札の経過ですけれども、造成整備等工事につきましては、入札…2回実施しております。

送水管敷設工事につきましては、入札回数は1回となっております。

また、特定建設工事共同企業体につきましては、特定建設工事ということで、下川浄水場の整備工事について…これを実施するための共同企業体。それと、送水管敷設工事…この工事につきまして実施するための共同企業体となっております。

また、実績につきましては、各企業体の…この工事に向けての企業体となっておりますので、各事業所の実績に基づきまして施工できるものというふうに判断しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） それぞれ5者の…あったんですが、下川町の事業体は5者のうち何者ですか…それぞれ。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） まず、下川浄水場造成整備等工事につきましては、下川の業者は3者…共同企業体の中に含める者も1者と数えれば3者ということになります。

それと、送水管敷設工事につきましては、6者となっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 指名競争入札をやったとのことございました。議案第12号については2回、議案第13号については1回…これ競争に…実際問題ならなかったことはちょっと問題だなと…個人的に。99.5%、99%…高い所で高どまっている…そういう意味では、できるだけ競争入札というのは…その中で競っていかなきゃいけないのに、かなり高い…厳しい積算をしたのかなという印象を受けておりました。

本年に入ってから、下川町いろんな不祥事があって、町民の方は大変厳しい目を向けております。我々もこの案件について質問をするということは、町民からそういう視線を受けてるんだろうと思って質問しております。

そこです。町民の目が厳しいから…あえて聞くんですけど、これが後々…この高い落札率が、誰かの報道によってだとか、いろんなことで問題が起きるのではないかとといった心配をするところですけど、ここの取引が完全に潔白であると…大丈夫であるという宣言をしていただけるなら、私もしっかりと賛成することができるので、高らかに宣言していただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） これ競争入札ですね、最低価格者を…要するに最終的な決定者として決める、そういう仕組みになっているのがこの競争入札でありますので、落札率が99.なんぼ…とか、そのへんのところはですね、行政としてはそこは指摘する何ものもございませんので、あくまでも見積りの段階の中で応札をしたということでありまして、正規のルールの中でこの入札が行われたということで何ら問題のないものでございます。
以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 議案第 14 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となる契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件財産の取得につきましては、老朽化した教員住宅である下川中学校校長住宅の除却（取り壊し）に伴い、新たに新築される住宅 1 戸及び付帯施設を教員住宅として、事業を行った業者から購入するものであります。

本件は、これまで町が建替工事として実施するものとは異なり、町有地に、優れた企画力・技術力等の総合力を備えた町内の民間企業の創意工夫を導入することで、公民のパートナーシップの下に、良質で経済的負担の少ない教員住宅の供給が図られるという利点があります。

取得の経過につきましては、本件事業の参加を表明した 2 者により、本年 5 月 20 日までに技術提案書の提出を受けたことから、建設水道課が中心となる基本的事項の適格審査及び建設工事等入札参加者指名選考委員会による定性的事項の適格審査を行ったところであり、この結果、6 月 1 日に最優秀応募提案者として「株式会社 山本創建」に決定し、本件事業の実施業者として、6 月 8 日に売買契約の仮契約を締結したものであります。

今後の予定としては、本議会の議決をいただきました後、同実施業者と売買契約の本契約を締結し、令和 5 年 2 月 28 日までに実施業者による本件事業の竣工を受け、物件の引渡しを受けることとしております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 契約の相手につきましては、株式会社 山本創建ということでございますが、参加表明した 2 者の事業者名を教えてください。

それと、2 者の…いわゆる適格審査だと思うんですが、特に優れた理由があれば…そこに決まった理由を教えてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、2者につきましては、1者が「山本創建」、もう1者が「丸昭高橋工務店」の2者となります。

優れた点につきましては、今回の工事につきましては、住宅の維持管理に対する評価というところが高かったというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） いわゆるプロポーザル方式だと思うんですけども…これからもそういうことあるのかもしれませんが…初めてではないですね。

先ほどあったとおり、例えば指名をする場合、下川町の建設事業者というのは2者だけではなくて、町外入れれば5者だとか…そういう入札基準になってくると思うんですが、5者が競争に値して…というところがあると思うんですが、今後の事を踏まえてね、この2者というものをどう捉えているんでしょうか…多いとか、少ないとか、予想どおりだとか。先ほど言ったとおり、指名にすると5者ぐらいが出てくる…指名するわけですけどもね。これからも進めていくに当たって、そのへんをちょっと確認をさせてください。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今回ですね、プロポーザルに参加するということで、呼び掛けた事業者は全部で6者になります。そのうち、今回、参加表明していただきましたのが2者ということでございまして、できれば多くの方に参加していただきたいとは思いますが、今回、初めての取り組みということもありまして2者にとどまったということでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかにありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 2者の企業名…ちょっと聞き取れなかったもので、もう一度ゆっくり…はっきりお願いします。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 1者が「株式会社 山本創建」、もう1者が「丸昭高橋工務店」の2者となります。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 14 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 議案第 15 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分を活用し、平成 29 年度に導入した電子カルテシステムを更新するもので、患者の利便性の向上、業務の効率化、医療事故の防止など、安全で安心な治療を受診できる重要な役割を担うものであります。

経過につきましては、4 月 27 日に開催いたしました町立下川病院医療機器等導入推進委員会において、優先交渉業者及び機種を決定し、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、6 月 2 日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議いたしました。その結果、導入を予定する電子カルテシステムは、「株式会社 HDC」を選定業者として随意契約するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 17 議案第 16 号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画として議決いただき、事業を実施しているところであります。

令和 4 年度の事務事業を進めるに当たり、過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に掲載のない「中学校教員住宅整備事業」及び「スクールバス購入事業」を追加するため、過日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく知事との協議が整い

ましたので、同法の規定により、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 議案第 16 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、御説明申し上げます。

議案書 15 ページ、16 ページを御覧ください。

町長からの提案理由でも申し上げましたが、本案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、令和 3 年 9 月に御議決いただきました、令和 3 年度から令和 7 年度までの下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部につきまして、令和 4 年度の事務事業を進めるに当たり、計画に記載のない「中学校教員住宅整備事業」及び「スクールバス購入事業」を本計画に追加いたしまして、過疎対策事業債の充当を予定するものでございます。

本計画の一部変更に当たり、その取扱いにつきましては、関係省庁の過疎地域持続的発展計画等の取扱いについての通知、総務省自治行政局過疎対策室事務連絡に基づき、北海道が定めております計画の変更に係る事務処理要領により変更の手続を行うものでございます。

今回の変更につきましては、計画書の事業名欄に記載がない「中学校教員住宅整備事業」、「スクールバス購入事業」の追加でございまして、この手続としましては、北海道との事前協議を経まして、市町村議会における議決後、主務大臣への提出が必要となるものでございます。

16 ページに変更内容が記載されておりますけれども、まず、計画書の本文中でございしますが、9 教育の振興中、(1)現状と問題点、①学校教育に「その他の学校教育関連施設では、教員住宅の確保やスクールバスの老朽化に伴う更新を進めていく必要がある。」という文言を加えるとともに、(2)その対策、①学校教育、6)中「学校教育関連施設などの整備を図る。」の部分を「教員住宅の整備やスクールバスの更新など学校教育関連施設整備を図る。」に改めるとともに、(3)計画でございしますが、表がありますが、この計画中、事業名の欄に記載されておきませんので、ここに「(1)学校教育関連施設 教職員住宅 スクールバス・ポート」を加えるとともに、事業内容の欄に「中学校教員住宅整備事業 スクールバス購入事業」を加えるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 16 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。
ここで、換気のために 10 分間、休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 2 分

再 開 午前 11 時 10 分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第 18 議案第 17 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度一般会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 2,265 万円を追加し、総額を 53 億 7,255 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上しているほか、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、栄典・表彰事務に係る経費及び例

規システム等運用事業に係る経費を計上しております。

民生費では、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業チャレンジ事業に係る補助金及び新規就農者等支援事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、スーパープレミアム商品券事業に係る経費、新しもかわスタイル導入応援事業に係る経費、宿泊誘客推進事業に係る経費、しもりんポイント付き宿泊プラン事業に係る経費を計上しております。

教育費では、多目的宿泊交流施設改修工事に係る経費及び小中学校への冷房機設置工事に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、国庫支出金、決算見込みに伴う繰越金、諸収入をそれぞれ計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 補正予算についてでございますが、歳入の予算で、貸付工場…マトラスターテクノクラシーの取壊しに伴う補償金が予算計上されております。

1点目でございますが、これまでの経緯、事業の性質上、補正予算の提案説明に全くふれられていない。これらに関して何か特別の理由があるのかというのが第1点。

次に、質問の内容ですけれども、最終的な意思決定は議会でございますけれども、議会の最終意思決定がないまま施設が取り壊されていると、このことについてでございます。これまでの経緯、経過もあるので、質問の前に確認をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、貸付けについては、企業立地促進条例で議会の議決を得ています。貸付けする建物については、5,000万円以上ですから…議会の議決を得て、工事が行われている。予算の議決についても行われている。御案内のとおり、町民固有の財産の貸付けは、町にとって重要な経済行為に当たり、財政に及ぼす影響があるということで、建設費の基金の20%の範囲に定めて、これに関して町長の判断のみに委ねるのではなくて…町の裁量だけに委ねるのではなくて、住民の代表である議会の議決を得ることで町民の利益を保護し、町民の代表意思に基づいて適正に行うため、議会の議決をそれぞれ経ているという経過がございます。また、町の予算執行が予定されている事業については、議会において予算審議の適否が審査されることによって、議会による事前審査…事前チェックですね…の仕組みが保障されている。このことは、地方自治法…いわゆる予算主義の原則、予算の事前議決の原則でうたわれているところでございます。

御案内のとおり、今回、予算審査、また議決なくして事前にと壊しが行われているんですが、議会は追認機関ではございません。工場を取り壊して、その後、原状復帰ということであれば、それは一定程度理解ができるのではないかと思います。解体することによって町民の財産が無くなるわけでございます。これ…財政的にも影響する話で、さきのとおり、町民の利益を保護するためにも、まず、事柄の性質上、手続上問題があるのではないかとございまして。そこで、合理的な理由があるのか、ないのかというところを質問させていただきます。私は今までの経過、経緯含めて、議会の議決を経て、予算措置され、貸付けが行われ、解体においても議会の意思決定がされ、そして…これ変更が伴うわけですから…貸付けの変更議決があつて、これが円滑な町政運営になるのだというふうに思います。

以上、大きく分けて二つですね…質問をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、提案理由の中に補正予算の記載がなかったということでございまして、特にこれといった理由があつたわけではなくて、諸収入ということで財源については個別の財源についてこれまでも明示をせず、国の補助金ですとか諸収入ですとか、そういった大きな項目で提案理由を述べさせていただいたということもございましたので、そういった意味合いで特に理由があつたわけではございません。

それから、工場の解体において議決が必要ではないかということでございまして。今回の件に関しましては、議員が仰るとおり…企業貸付工場ということで、企業に貸付けをしていた財産でございます。財産区分としては普通財産ということになってございまして、それを貸付けをしていた。今回、土壌の汚染がありまして、それをきちんとした形で処理をしていくためにはどうしても建物の解体が必要になってくるということでございまして、相手方からそういった申入れを受けまして、町としては解体を許可するという形で土壌汚染の対策工事をきちんとした形でやっていただくという流れでございまして。

議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例というのを町で持っております。一定の条件、一定の額以上の財産の取得、処分に関しては、議員が仰られるとおり財政に与える影響が非常に大きいところもあるので、事前に議会の議決を採るという…そういった趣旨でございまして。この条例でございまして、根拠となっているのは地方自治法でございまして、地方自治法の第96条で、議会の議決事件について記載をされておりまして、この中に、政令に定める基準に従つて条例で定める必要があるということでございまして、それに基づいてうちの方の条例も作られているということでございまして。施行令の基準に従つてということで、施行令の基準でございまして、別表第4の中にその記載がございまして、財産の取得又は処分に関しては、不動産若しくは動産の買入れ、若しくは売払いということでございまして。あくまでも買入れ若しくは売払い、金額については700万円以上ということで政令で規定されておりますので、本町の条例におきましてもこの政令の基準に基づきまして、不動産若しくは動産の買入れについて、予定価格700万円以上のものについては議会の議決に付すべきものということでございまして。

冒頭申し上げたとおり、今回の普通財産に関しましては、解体の許可をして、土壌汚染の工事をきちんとした形でしていただくということで町の方としては考えてございますので、この基準には当てはまらないということでございますので、今回、それに伴う補償料ということで予算計上させていただいておりますが、相手方から協議によりまして、補償料について歳入を計上しているというところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） この案件はそもそも…取り壊した場合にはどうするかという取扱いが条例化されているのが本来であると思うんですが、なかなかそういうのは想定外の話で…条例化されていない。先ほど言われたものについては、処分は売払いなので、教員住宅もそうですけどね、処分は売払いのことだけをいっているんですね。だからこれには該当しないのは当然でございます。

それで、一つ、明確な明示がない議決事項ってあるんですけども、明確な事項でないから議決を要しないとするのではなくて、議決を要しないという規定がないから議決を要すると、こういう読み方をするのが裁判の例でございます…一例紹介しておきますが。

それで、今回、補償費が上がってきているわけですけどね、例えばこれを補償費の予算の中で原状復帰まで議論ができるのか、原状復帰はもうできないのかという…その予算の中での審査ですね、原状復帰まで予算審査の中でやっていいのかどうかというところが…ちょっと確認だけさせていただければと思います。

それと、追加してですが、コロナ対策について、明確な検証、総括が行われての予算計上になっているかどうか確認をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 2点の答弁…1点は追加ですが…武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、予算審議の中で…原状復帰の話でございますけども、こちらについては、これまで長年にわたって工場を…第1工場、第2工場、第3工場まで貸付けをさせていただきまして、今回、解体の対象となるのが、第2工場、第3工場の2工場分でございますけども、こちらについてもこれまで貸付けをさせていただきまして、相手方の中で事業を継続してきた…近年でいきますと少しずつ事業が縮小されてきていた状況もございますので、土壌汚染の工事をするに当たって、第2工場、第3工場の解体をするというところで、我々としても当然…工場について解体をしたら現状復帰するというのが原則論だというふうには考えてございますが、原状復帰する…そういったことも諸々想定をさせていただいた最終的な判断として、原状復帰までは求めずに、解体をしてその分の補償料として、こちらの方としては補償していただくということにしたところでございます。

それから、コロナの関係についてでございますけども、これまで…2年度、3年度、コロナの関係については様々な支援措置をさせていただいてございました。現在も進行中でございますので、影響については今後も推移を見ていかなければいけないというふうには思っておりますけども、それぞれやった事業実績を踏まえてですね、検証しながら新たな対

策…どういふものが必要かというようなところについて、今後も検討していく形になりますので、日々、実施をした事業についての検証を進めながら、今後も対応をしていまいりたいというふうを考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第19 議案第18号「令和4年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第20 議案第19号「令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第18号 令和4年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、令和3年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第19号 令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度下川町簡易水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、令和3年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上し、基金繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、それぞれ提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。議案番号を指定の上、お願いします。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 18 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第 19 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 21 議案第 20 号「令和 4 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 20 号 令和 4 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,934 万円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 2,174 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、諸支出金で過年度分償還金、財源調整で基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、令和 3 年度決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 2,289 万円を追加し、歳入歳出総

額を3億7,703万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、施設内の各種センサー等導入事業に伴うもので、報償費、旅費、役務費、工事請負費、備品購入費を増額計上しております。

また、歳入につきましては、センサー等設置に伴う事業及び前年度の事業実績に伴い、繰入金と繰越金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 齋藤あけぼの園園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） それでは、私の方から説明させていただきます。議案第20号 令和4年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の介護サービス事業勘定の内容につきまして、お手元に配布しております議案第20号説明資料 補正予算概要書2ページ目に基づき、説明をさせていただきます。

今回の補正は、あけぼの園に各種見守りセンサー等の導入に伴うものでございます。

歳出につきましては、総務費、施設管理費で2,289万円を増額計上しております。内訳といたしましては、施設内見守りセンサー導入に伴い、介護業務の効率化について職員研修の実施を予定しておりますと、報償費10万円と旅費5万円を計上しております。

また、本事業の導入に伴い、新たに通信費が発生することから、役務費を10万円計上、センサー等の設置に伴う工事請負費として220万円、拍動センサー・離床センサー・おむつセンサー等の備品購入費として2,044万円を増額計上してございます。

歳入につきましては、一般会計から繰入れを1,182万円、前年度繰越金1,107万円を計上してございます。

以上申し上げますと、説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 見守りセンサーの設置ということで提案がございました。この見守りセンサーはどのようなものであるのか、また、設置個所は入所者全部屋なのか伺いたしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

齋藤あけぼの園園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） お答えいたします。今回導入いたしますセンサー類につきましては、まず、利用者の身体状況が分かるセンサー…3種類導入予定としてござい

す。まず、一つ目といたしましては、拍動センサーということで、これにつきましては、利用者の呼吸数・心拍数が把握できるものでございます。次に、離床センサーでございますが、こちらにつきましては、ベッドから起き上がった場合について反応するセンサーでございます。利用者の動きが…不穏な動きをされる方について、いち早く発見して事故防止に努めるものでございます。三つ目に、おむつセンサーでございますが、こちらにつきましては、おむつを利用されている…排泄介助を行われている利用者に対して、ある一定量の排泄物がたまった場合、センサーが反応いたしまして、その段階で排泄介助を行い、おむつから排泄物が漏れたり、衣服が汚れたりしないようにということと、あと、夜間なんです、実際おむつの確認というのを時間ごとに決めて確認をさせていただいているわけですが、やはりその時の体調等々によって排泄するタイミングが変わります。そういったところで、なかなか夜勤者のおむつ介助についての見回りが多くなってきます。また、しているか、していないかということで、おむつを開けてみるわけですが、そういったところで…せっかく熟睡されている利用者が途中で目を覚ましてしまうということで、日頃の睡眠の環境が阻害されてしまうところから、そういったものもこれから十分に睡眠を取っていただけるように、また、効果的かつ効率的におむつ介助ができるようにということで、おむつセンサーの方を導入いたします。

また、各部屋についてなんですけれども、一部の部屋に限られますが、カメラの設置、あと、廊下とホールの方にもカメラの設置をする予定と考えてございまして、こちらにつきましては、実際に入所者の安全確保というところの観点と、実際に事故が発生した場合において、その事故の発生原因を把握するという目的でカメラの方を設置させていただきま。また、看取りの利用者様におかれましては、その都度、状況を把握するために個室の方にカメラを設置させていただいて、状況を確認させていただくということでカメラの方を設置させていただきます。あと、それに伴いまして、各種状況を確認するために見る端末等々につきましても、システムのサーバーと同時に端末の方の導入もさせていただいて、それでリアルタイムに…直ぐセンサーが反応した場合、端末によって確認して駆けつけるという、そういった体制にしていきたいというふうに考えてございます。後、ナースコールにつきましても、そのセンサーですとか、そういったものに対応したナースコールに変更していく予定と考えてございます。部屋の設置についてなんです、あけぼの園について…居室全部に設置することはできません。そういったことから、センサーの必要な方たちにつきましては施設内で協議させていただいて、それぞれのセンサーの必要さ…重要度を決めさせていただいて設置をしていきたいというふうに考えております。今のところは20名程度…それぞれ選びまして、センサーの方を設置していきたいというふうに考えております。あと、カメラにつきましては、個室・居室については、5～6部屋程度を考えてございまして、残りについては廊下とホールに設置をしていくというところで考えてございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） このセンサーの関係なんですけれども、補正予算で上がって

るということで、時間的にいえば当初予算の計上以降にこういった問題が発生して、こういった補正予算の計上ということになったかと思うんですけども、今までの質疑を聞いていますと、この半年とか…3か月とか…そういったものではなくて、かなり前から見守りセンサーなどの設備が必要だというふうな状況があったというふうに推察されます。

それで、これが補正で上がってきた要因というんですかね、いよいよこれはやらなければならないというふうに…年度途中でなったから今回の提案なのか、それとも、当初予算では何らかの事情でこれが計上できなかったということで今回の計上なのか。今も園長からありましたが、全ての部屋であるとか、全ての入所者に対しての整備ではないということは、これがまたやがて職員の負担軽減とかということになっていくと、また第二弾のセンサー導入、第二弾のカメラの取付けとかというような、全体を見通しての今回の計上なのか、それとも、これで当面はやっていって、また…なかなか皆さんの負担が大変だということになれば、このセンサーであるとかカメラの増設も考えての今回の提案なのか、このあたりについてお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、補正予算計上の経緯について、私の方からお話をさせていただきます。

これは一般会計の繰入金で半分程度繰り出しをしておりますが、こちらについては地方創生推進交付金を充ててございます。当初、地方創生推進交付金…計画を出して認められると対象の事業になるということでございましたので、そのへんがまだ不明確な部分がございます。計画を挙げた結果、対象になるということで、今回、一般会計補正予算の方で地方創生推進交付金の財源充当をさせていただいておりますけども、その一環でこちらの方については対象となるということでございましたので、今回、上げさせていただいたということでございます。

後、施設の今後の関係については、齋藤園長の方からお答えします。

○議長（近藤八郎君） 齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） センサー類の関係ですが、今回は全ての部屋に設置することはできないんですが、第二弾、第三弾で考えているかという御質問だったかと思いません。

センサーにつきましては、決められた予算の中で、まず第一段階で進めさせていただきたいというふうに考えております。将来的には全室にセンサーの設置を考えてございます。これは年次的に増やしていけるシステムともなっておりますので、徐々に部屋の方に設置の方を拡張していきたいというふうに考えてますし、カメラの方につきましても必要度…今回入れてみて、その状況を確認した中で、今後増やしていくべきものなのかどうか検討しまして、必要であるということになれば、年次的にカメラの方についても増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 20 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 22 議案第 21 号「令和 4 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」、日程第 23 議案第 22 号「令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」及び、日程第 24 議案第 23 号「令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 21 号 令和 4 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 263 万円を追加し、総額を 5 億 4,326 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和 3 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたします。

次に、議案第 22 号 令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、令和 3 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げ、提案理由といたします。

議案第 23 号 令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町病院事業会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、収益的支出におきまして、病院事業費用を 151 万円増額し、支出総額を 5 億 7,592 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、新型コロナワクチンの 4 回目接種につきまして、国から実施方針が示され、当町においても準備を進め、日程等が決定しましたので、接種業務に係る報償費を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、これも議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 25 同意第 1 号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{わたなべ ひろし}渡邊 浩氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡邊氏は、平成 24 年 7 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員として、その職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第1号については、討論を省略することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、同意第1号は討論を省略いたします。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第26 報告第3号「令和3年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、令和3年下川町議会定例会1月臨時会議において、森林組合事務所整備補助事業を、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業ほか6件について、繰越明許費の承認をいただいているところではありますが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和4年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第27 報告第4号「令和3年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 令和3年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。なお、この令和3年度事業報告及び収支決算につきましては、今後招集されます評議員会で承認後に確定されるものでありますので、あらかじめ御了承いただきま

すようお願い申し上げます。

はじめに、五味温泉管理運営事業の令和3年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成18年度から指定管理者制度により運営されているところでもあります。また、産業クラスター事業が令和2年度をもって終了したことに伴い、炭素本位制調査委託事務など、一部継続している事業の会計は、令和3年度から五味温泉管理運営事業に編入されております。

まず、1点目に利用実績を報告させていただきます。

令和3年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が454人増の4,963人、日帰り利用者は1,791人減の6万7,214人で、総体では1,337人減の7万2,177人となり、1.8%の減となりました。

2点目に、事業収入は平成6年度から1億円の大台を超えており、令和3年度は、前年度に比べ192万円の増の1億3,225万円となっております。

3点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産額を含め、406万円減の2,304万円となっております。

収支につきましては、ビジネス需要の回復による宿泊者数の増、また、仕出し弁当やオーダブルの受注増により、収入額は増加となりましたが、原油価格高騰に伴い、重油、電気価格が上昇し、光熱水費が大幅に増加したことにより、正味財産の減少となっております。

なお、産業クラスター事業につきましては、さきに述べましたとおり、令和2年度をもって産業クラスター事業会計が閉鎖されましたので、残務整理等の業務を行っております。

収支につきましては、総額で1,081万円減の175万円、また、支出につきましては、総額で1,001万円減の648万円となり、残務整理期間終了後の経費の他会計振替分である441万円を差し引き、207万円となっております。

その結果、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産を含め、30万円減の4,778万円となっております。

次に、結いの森運営事業の経営状況を申し上げます。

令和3年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が793人増の3,364人、稼働率が6.9%増の40.3%となっております。

事業収入は56万円減の3,498万円で、当期正味財産額は241万円増の976万円となっております。

五味温泉管理運営事業、産業振興支援事業、結いの森運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、令和4年度の五味温泉及び結いの森の経営の見通しにつきましては、ビジネス需要の拡大によって、主に宿泊の利用が増加の傾向にあることや、観光利用につきましても全国各地で令和元年以来となるイベントが開催されるなど、景況としましては回復傾向にあることから、令和3年度と同等、若しくは多くの利用が期待される場所ですが、依然として新型コロナウイルス感染症の収束の見通しの立たない状況でありますので、今後も経営状況を注視し、必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 28 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第 1 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 6 番 蓑谷春之 議員。

○6 番（蓑谷春之君） ただいま議題となっております請願第 1 号について、紹介議員として私から請願趣旨の説明をしてみたいです。

御案内のとおり、義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。2006 年に負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも、2 分の 1 へと復元することが重要であります。

子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の多忙化解消は不可欠です。早急に 30 人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要であります。

2021 年 12 月、文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護は、全国で 7 人に 1 人、北海道においては全国で 8 番目に高い 5 人に 1 人となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では私費負担が減少せず、公費についても自治体によってその措置に格差が生じております。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供や家庭も増加しており、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第 1 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第 1 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 29 請願第 2 号「2023 年度地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第 2 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 3 番 大西 功 議員。

○3 番（大西 功君） ただいま議題となっております請願第 2 号について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

現在、地方公共団体には、コロナ禍により新しい生活様式への変化など、あらゆる課題に即時の対応が求められております。また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化などの環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割がこれまで以上に求められております。

これらに対応するための地方財政について、政府の「骨太方針 2021」では、2024 年度まで 2021 年度の地方財政計画の水準確保を明記してきました。しかし、今後も社会保障費を中心に地方の支出が増加すること、コロナ禍を踏まえた地方の行政需要も更に多様化・増加することが予想され、引き続き大きな不安が残されております。

本年度の骨太方針は、6 月既に閣議決定されておりますが、2023 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、新たな政策課題や住民ニーズに対応し得る一般財源総額の確保と社会保障関連予算などの充実を求めるものです。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本会議案請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第2号については、会議条例第95条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第30 請願第3号「2022年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第3号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 斉藤好信 議員。

○1 番（斉藤好信君） ただいま議題となっております請願第 3 号について、紹介議員の私から趣旨説明をさせていただきます。

道内の勤労者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる方は、道内でも 45 万 1,000 人と給与所得者の 27.3%に達しています。また、道内の全勤労者 216 万人（うちパート勤労者 64 万 7,000 人）のうち、39 万人を超える方が最低賃金近傍に張り付いている実態にありますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規勤労者は、労働条件決定にほとんど関与できません。

経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことを合意しています。最低賃金が上がらなければ、近傍で働く多くの方々の生活は、コロナ感染症対策の影響も直撃し、より一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会において、令和 4 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、適切な措置を講じる必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第 3 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、6月定例会議の再開は、明日6月21日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。以上でございます。

午後0時6分 散会